

一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟
退職役職員互助規程
に関する事務手続要領

昭和 60 年 8 月 1 日 制 定

(目 的)

第 1 条 この要領は退職役職員互助規程（以下「規程」という。）に基づく事務手続きを定め、事務手続きの円滑化をはかることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

1 現職会員

会員規程第 2 条に定める正会員資格を有する者で、この制度に加入している者をいう。

2 退職会員

現職会員が、所属団体を定年退職時（当該団体の定年年令以降も定年とみなす。選択制定年は定年として取り扱わない。）に、規程第 12 条に定める保険料積立金を完納した者及び任意継続会員期間を満了した者をいう。

3 任意継続会員（以下「互助任継会員」という。）

規程第 6 条に定める者をいう。

4 会員

前各号に定める者をいう。

5 配偶者

前号に定める会員の配偶者をいう。

6 償還給付

規程第 8 条に定める療養給付金について、保険医療機関に直接支払った金額を、その領収書又は所定様式「診療報酬領収証明書」をもってこの連盟に請求して給付を受けることをいう。

7 会員一部負担額

規程第 8 条第 2 項の定めによる。

8 保険医療機関

健康保険法等の定めによる保険医療機関の指定を受けた病院・診療所・薬局及び各都道府県が健康保険適用施術の契約をしている柔道整復師院をいう。

9 高額療養費

健康保険法及び国民健康保険法並びに高齢者の医療の確保に関する法律等で定められた法定給付をいう。

② 介護保険との合算による年間高額医療費限度額は対象としない。

10 健康保険対象医療費

規程第8条第1項に定める健康保険対象医療費とは、次の法律に基づく医療保険対象医療費をいう。

- (ア) 健康保険法
- (イ) 船員保険法
- (ウ) 国家公務員共済組合法
- (エ) 地方公務員等共済組合法
- (オ) 私立学校教職員共済法
- (カ) 国民健康保険法
- (キ) 高齢者の医療の確保に関する法律

11 公費負担額

規程第8条第1項に定める公費負担額とは、国又は地方公共団体が特定の対象者に対し医療費等を公費によって負担する額をいう。

12 公費助成額

規程第8条第1項に定める公費助成額とは、県又は市町村が健康保険対象医療費の自己負担額に対する次の助成額及び健康保険組合等の医療費附加給付相当額をいう。

- (ア) 妊産婦
- (イ) 重度心身障害者
- (ウ) 老人
- (エ) ひとり親家庭
- (オ) その他の助成制度

(現職会員の資格取得手続き)

第3条 規程第4条に基づき、現職会員資格を取得しようとするときは、毎年8月1日現在で満30才の誕生日の属する月以降に正会員が、原則として当該年の8月1日に所定様式「退職役職員互助制度加入申込書」を所属分会を通じてこの連盟に提出しなければならない。

(互助任継会員の資格取得手続き)

第4条 規程第6条に基づき、互助任継会員資格を取得しようとするときは、退職した日から1か月以内に所定様式「任意継続会員資格取得申請書兼退職会員医療保険契約申込書」を所属分会を通じてこの連盟に提出しなければならない。

- ② 互助任継会員は、満60才に達する日の翌日から退職会員資格を取得するものとし、保険料積立額を退職会員医療保険の一時払保険料に充てるものとする。

(退職会員の資格取得手続き)

第5条 現職会員が所属団体を定年退職(満60歳以上)又は常勤役員が退任(満60歳以上)し、退職会員資格を取得しようとするときは、退職した日から1か月以内に所定様式「退職会員資格取得申請書兼退職会員医療保険契約申込書」及び「報告書」を所属分会を通じてこの連盟に提出しなければならない。ただし、規程第12条に定める保険料の積立を完納した者に限る。

- ② 退職会員資格は、退職した日の翌日から取得するものとし、保険料積立額を退職会員医療保険の一時払保険料に充てるものとする。

(会員台帳)

第6条 この連盟は会員ごとに所定様式による会員台帳を備え、会員及び配偶者の資格得喪・その他所要の事項を記載して管理しなければならない。

(報告書の提出)

第7条 退職会員及び互助任継会員は、次に掲げる事項に変更が生じた時は、速やかに所定様式による報告書をこの連盟に提出しなければならない。

- 1 加入している健康保険の種類
- 2 健康保険被保険者証の記号番号
- 3 住所

4 配偶者

5 貯金口座

(給付の請求)

第8条 会員は規程に定める次の給付にかかる請求をするときは、所定様式の請求書により請求事由の発生した月の翌月 20 日までにこの連盟に提出しなければならない。

1 療養給付金

2 脱退給付金

3 弔慰金

4 埋葬料補助給付

5 香典

② 前項の請求は、当該会員死亡の場合は、その法定相続人がこの連盟に請求できるものとする。

③ 第1項第1号の請求は、事実を証する証明書を添付しなければならない。証明書とは、保険医療機関が発行した領収書で受診者名・診療月・診療期間・保険診療報酬点数又は保険診療報酬金額が記載されたものでなければならない。これによらない場合は、連盟所定様式の「診療報酬領収証明書」とする。

(給付の決定及び通知)

第9条 この連盟が、前条に定める給付の請求を受けたときは、請求書類を審査のうえ理事長が給付を決定する。

② 決定した給付の通知は、所定様式による給付決定通知書を当該会員が所属する事業主に通知するものとする。ただし、退職会員（配偶者含む）及び互助任継会員に対する給付決定通知は、年1回以上当該会員へ通知するものとする。

③ 高額療養費該当会員への療養給付金は、会員が市町村役場等へ的高額療養費申請の有無にかかわらず、自己負担金から高額療養費相当額を控除するものとする。

④ 規程第8条の療養給付金は、医療保険対象医療費から健康保険法等に定める法定給付額を差し引いた金額に10円未満の端数が生じた場合は、これ

を四捨五入するものとする。

(給付金の送金)

第 10 条 前条の給付決定した給付金は、原則として会員が指定した口座に振替送金する。ただし、特別の事情があるときは、当該事業主の口座に振替送金することができるものとする。

② 前項ただし書きによる場合は、事業主が給付金の入金を確認し、当該会員に速やかに支給するものとする。

(給付金の送金日)

第 11 条 前条に定める給付金の送金は、原則として毎月 26 日とする。但し、第 8 条第 1 項第 1 号の請求に係る給付金については、同条に基づく請求のあった翌月 26 日とする。

② 前項の送金日が、金融機関の休業日にあたる場合はその翌日とする。

③ 事業主又は会員に特別の事情がある場合は、申出により、これを理事長が認めたときは、第 1 項の定めにかかわらず随時給付送金することができるものとする。

(保険料積立金の納入方法)

第 12 条 規程第 15 条に定める保険料積立金は、この連盟が毎月 15 日まで各事業主に所定様式により告知するものとし、事業主は告知当月に当該会員の給料から控除して事業主負担分（事業主が積立助成をしている場合）とともに貯金口座振替依頼書に基づき納入しなければならない。

(一時保険料積立金の納入方法)

第 13 条 この連盟の会員資格を喪失した時点で、規程第 12 条第 4 項及び第 5 項に定める積立期間が 20 年に満たない者が、退職会員の資格を取得しようとする場合は、規程第 12 条第 6 項により計算された不足期間積立額を資格喪失の日から 1 か月以内に所属していた団体を通じて一時に納入しなければならない。

(標準給与表の提出)

第 14 条 規程第 13 条に定める標準給与の報告は、医療費給付規程に関する事務手続要領第 13 条の規定を準用する。

(所定様式)

第 15 条 この要領に定める事務手続きに関する所定様式は別に設定する。

(疑義の解明)

第 16 条 この要領の定めに疑義を生じた場合及び要領に定めていない事項については理事長が決定するものとする。

(制定及び改廃)

第 17 条 この要領の制定及び改廃は、規程類管理規程第 6 条第 3 号の規定により理事長が、これを行うものとする。

附 則 (昭和 62 年 7 月 14 日一部改正)

この要領は、昭和 62 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成元年 7 月 12 日一部改正)

この要領は、平成元年 8 月 1 日から施行し、第 2 条第 1 項第 8 号及び第 9 条第 3 項の規定は、平成元年 6 月診療分から遡及適用するものとする。

附 則 (平成 6 年 7 月 20 日一部改正)

この要領は、平成 6 年 8 月 1 日から施行し、第 2 条第 1 項第 5 号の規定は、平成 6 年 8 月診療分から適用し、第 2 条第 1 項第 8 号の規定は、平成 5 年 5 月 1 日から遡及適用する。

附 則 (平成 7 年 7 月 19 日一部改正)

この要領は、平成 7 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 9 年 11 月 20 日一部改正)

- ① この要領は、平成 9 年 9 月 1 日から溯及施行する。
- ② 本要領第 2 条 5 および 6 の規定は平成 9 年 7 月 1 日以降の医療費から適用し、平成 9 年 8 月 1 日以前の医療費については、改正前の同条文を適用する。

附 則 (平成 10 年 10 月 5 日一部改正)

この要領は、平成 10 年 8 月 1 日から溯及施行する。

附 則 (平成 12 年 7 月 14 日一部改正)

この要領は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 12 月 13 日一部改正)

この要領は、平成 13 年 12 月 26 日から施行する。

附 則（平成 14 年 10 月 29 日一部改正）

この要領は、平成 14 年 10 月 1 日から遡及施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 17 日一部改正）

この要領は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 20 日一部改正）

この要領は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 28 日一部改正）

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 19 日一部改正）

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 24 日一部改正）

この要領は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 14 日一部改正）

この要領は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 18 日一部改正）

この要領は、平成 25 年 12 月 2 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 9 日一部改正）

この要領は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日一部改正）

この要領は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。